

マイナンバーカードオンライン申請補助端末機器貸借仕様書

1 品名

DNP マイナンバーカードオンライン申請補助端末
「マイナ・アシスト 2（3年限定パック）」

2 数量

6セット

3 構成

DNP マイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイナ・アシスト 2（3年限定パック）」（以下、マイナ・アシスト 2）の専用タブレット端末（タブレット PC）

※エプソン社製 EPSON Endeavor JT40 同等品以上

マイナ・アシスト 2 専用アプリケーション（以下、専用アプリケーション）

マイナ・アシスト 2 定期保守（3年間契約）

4 仕様

4.1 機器（専用タブレット PC）

- ① OS：Windows 11 以上
- ② CPU：Intel Celeron 3865U(1.8GHz) 以上
- ③ インターフェース：USB3.0×1 以上

4.2 専用アプリケーション機能

- ① タブレット PC に搭載でき、マイナンバーカードの申請補助が可能であること。
- ② マイナンバーカード申請時は、地方自治体からサービス提供事業者へデータ伝送後、サービス提供事業者から申請受付事業者（J-LIS）へのデータ伝送は申請受付事業者指定の方式／仕様で送付すること。
- ③ タブレット端末からサービス提供事業者のサーバーデータを送付する際は、データを暗号化すること。
- ④ タブレット PC 内蔵のカメラで、個人番号カード交付申請書に記載された二次元コードを読み取り申請書 ID の自動入力ができること。
- ⑤ 前記、二次元コードの読み取りができない場合には、個人番号カード交付申請書に記載された申請書 ID をソフトウェアテンキー表示し、手入力できること。
- ⑥ 申請書 ID から自治体コードを読み取り、あらかじめ設定した自治体コードが一致

するか比較し、異なる場合には、画面で知らせること。

- ⑦ 利用規約（同意文書）は任意の文章が挿入でき、修正可能な機能を有すること。また、利用規約書はサポート専用サイトからダウンロードすることで容易に挿入可能な機能を有すること。
- ⑧ タブレット PC 内蔵のカメラで顔画像を撮影する機能を有し、画面表示の枠線に顔位置を合わせることで容易に適正な顔画像の撮影ができる機能を有すること。
- ⑨ シャッターを切る際は、直前／際中／直後がわかるように、音声で把握できること。
- ⑩ 顔画像を撮影後に何度でも再撮影可能な機能を有すること。
- ⑪ 顔写真撮影後、彩度、明度、傾き補正を任意で修正可能な機能を有すること。
- ⑫ 署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者（J-LIS）のサーバーに送信することができる機能を有すること。（15 歳未満、成年被後見人除く）
- ⑬ 氏名の点字表記希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者（J-LIS）のサーバーに送信することができる機能を有すること。（点字表記内容は交付申請書に準ずる）
- ⑭ 申請内容を送信前に顔画像及び署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、氏名の点字表記希望の有無を申請者が容易に確認できる機能を有し、そのデータを任意のプリンターで印刷できる機能を有すること。
- ⑮ 申請処理開始直前にサーバー認証を行う機能を有し、認証できなければエラーとして画面上に表示させ申請しない機能を有すること。
- ⑯ 申請内容送信直前にサーバー認証を行う機能を有し、認証できなければエラーとして画面上に表示させ申請しない機能を有すること。
- ⑰ 担当者ごとにアカウントおよびパスワードの設定が行える機能を有すること。
- ⑱ 過去一週間分の申請完了件数が容易に確認できる機能を有すること。また、当日の申請完了件数は TOP 画面で確認できること。
- ⑲ オプションの USB カメラを接続できること。
顔画像撮影、二次元コード読み取りを内蔵カメラか USB カメラかを選択できる機能を有すること。
- ⑳ 受付時の本人確認を支援するシステムが接続できること。
本人確認用のシステム「ID 確認システム PRO (VA-PRO1)」を起動するボタンを有すること。

4.3 設定／設置

- ① 受注者は発注者指定の場所に納入期限までに納入すること。
- ② 受注者は発注者が実施しなければならない設定を除く全ての設定を行った上で納入すること。

③ 発注者が実施する設定は下記の通りとする。

- ・ログイン時のアカウント、パスワードの設定
- ・インターネット回線接続設定
- ・号機番号・認証コード・自治体コード設定
- ・利用規約（同意文書）の設定
- ・発注者セキュリティポリシーにかかわる各種設定

上記設定（発注者セキュリティポリシーを除く）は容易に行えるよう受注者はマニュアルを同梱し納入すること。

5 保守

① サポート体制について

- ・受注者は別途機器メーカーが設置する「マイナ・アシストサポートセンター」と連携して、問合せに対応すること。
- ・操作説明、故障の問い合わせ、設置の際の設定等、すべての問合せをサポートセンターにて対応すること。
- ・対応時間は9：00 から18：00（土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く）とする。

② 保証対応範囲

本製品の取扱説明書に従った正常な使用状態で、保証期間中において故障や不具合が発生した場合を対象とする。

マイナ・アシスト2契約期間内でも、下記事項に該当する場合は有償とする。

- 1) 使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷
- 2) 不当な修理や改造を行った場合
- 3) 納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷
- 4) 火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷
- 5) バッテリー等の消耗品の交換
- 6) その他受注者の責任とみなされない故障および損傷

③ 障害等の対応

- 1) 受注者は障害内容を確認し、対応すること。
- 2) 受注者は修理が必要な場合、速やかに代替機を提供すること。
- 3) 発注者は、受注者から代替機の提供を受けた後、速やかに障害機を機器メーカーに送付すること。
- 4) 機器メーカーは、障害機の修理が完了次第、発注者に返却（送付）すること。
- 5) 発注者は、修理が完了した障害機を受領後、代替機を受注者に返却（送付）すること。

④ 障害機、代替機の送料

機器（障害機/代替機）送付料に関しては相互負担とする。

6 納入場所

うるま市役所市民生活部市民課執務室内

7 納入期限

令和8年6月26日（金）

8 賃貸借期間

令和8年7月1日（水）から令和11年6月30日（土）まで（36か月）

※賃貸借期間満了後は、うるま市に無償譲渡するものとし、貸借物件は固定資産税の対象外とする。

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約にかかる発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

9 貸借物件の滅失等

（1）納入後に、貸借物件が滅失、天変地異等により受注者の所有権が回復する見込みがない場合、又は貸借物件が損傷して修理不能の場合、本市は書面で受注者に通知するものとし、受注者がこれを確認したときこの契約は終了するものとする。

（2）前項の場合の損害等については協議して定めるものとする。

10 賃貸料の請求及び支払方法

（1）賃貸料は、貸借期間の開始月からとし、受注者は、毎月末日以後、毎月定額の賃貸料の請求書を発注者に提出すること。

（2）発注者は、契約の履行を確認の上、月ごとに1か月にかかる賃貸料を受注者に支払う。

11 その他

機器の事前審査（同等品審査）を必ず受けること。

以上